

令和 7 年第 4 回教育委員会議事録

令和 7 年 2 月 21 日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 21 日（金）午前 10 時 00 分～午前 10 時 51 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 對馬 初 音

委 員 伊井 希志子 委 員 大川 康 徳

出席説明員 教育政策担当部長 松 尾 了 学校整備・支援担当部長 高 山 靖
教育人事企画課長

庶務課長 渡 邊 秀 則 学 務 課 長 森 令 子
学校 ICT 担当課長

特別支援教育課長 河 合 義 人 学校支援課長 中 曾 根 聡
就学前教育
支援センター所長

学校整備課長 安 川 卓 弘 学校整備担当課長 鈴 木 伸 建

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済美教育センター
所 長 古 林 香 苗

済美教育センター
統括指導主事 加 藤 則 之 済美教育センター
統括指導主事 清 水 里 恵

済美教育センター
教育相談担当課長 半 野 田 聡 中央図書館長 出 保 裕 次

事務局職員 庶 務 係 長 池 田 佳 世 担 当 書 記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 14 号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第 15 号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第 16 号 杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第 17 号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第 18 号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第 19 号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改
- 議案第 20 号 杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正
- 議案第 21 号 杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正
- 議案第 22 号 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正
- 議案第 23 号 杉並区指定文化財の指定について
- 議案第 24 号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に係る意見聴取)

(報告事項)

- (1) 公益通報の公表にかかる状況報告について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 区立学校における ICT 推進に関する取組の進捗状況等について

目次

議案

議案第 14 号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	4
議案第 15 号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	4
議案第 16 号	杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則	4
議案第 17 号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	4
議案第 18 号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	4
議案第 19 号	杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	4
議案第 20 号	杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正	4
議案第 21 号	杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正	4
議案第 22 号	杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正	8
議案第 23 号	杉並区指定文化財の指定について	10
議案第 24 号	杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (区議会提出議案に係る意見聴取)	20

報告事項

(1) 公益通報の公表にかかる状況報告について	12
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	14
(3) 区立学校における ICT 推進に関する取組の進捗状況等について	14

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年第 4 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は前田委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が 11 件、報告事項 3 件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第 24 号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第 24 号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、教育委員会事務局の組織機構改正に伴う規定整備等の関連がございますので、次に申し上げます 8 議案を一括して上程をいたします。

日程第 1、議案第 14 号「杉並区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」、日程第 2、議案第 15 号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第 3、議案第 16 号「杉並区立就学前教育支援センター庶務規則の一部を改正する規則」、日程第 4、議案第 17 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第 5、議案第 18 号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、日程第 6、議案第 19 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」、日程第 7、議案第 20 号「杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正」、日程第 8、議案第 21 号「杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」、以上 8 議案について、私から説明をいたします。

令和５年度に教育委員会事務局及び区立学校等で発生いたしました重大事故並びに公益通報により発覚した不適切事案等を受けまして、全庁的な組織「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」を設置し、外部有識者の意見も聞きながら再発防止策等の検討を進めてきたところでございます。

この度、杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会報告が取りまとめられました。

当該報告書におきまして、一連の不適切事案に共通する改善点として、情報管理を一元的に実施する体制を構築すること、行政組織の縦割りを解消すること等が挙げられました。

区はこの報告を受け、行政職のより積極的かつ適切な関与の下、意思決定過程や指揮命令系統の簡略化を図ること等により、教育委員会内のガバナンスを更に強化すること及び、学校の危機管理対応に対する支援体制の強化を図ることといたしました。

このこと等に伴いまして、教育委員会事務局の組織機構改正をするために所要の規定の整備を図る必要があることから、関連する規則等を改正するものでございます。

主な改正内容でございますけれども、教育政策担当部長を廃止し、担当部長の事務を事務局次長に移管すること。教育人事企画課内に学校問題対応支援係及び統括指導主事を新設するとともに、教育人事企画課の名称を教育人事・指導課に変更するものでございます。

それでは、議案の内容を説明いたします。

はじめに、議案第１４号「杉並区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付しております新旧対照表１ページをご覧ください。

第２条の教育委員会事務局の組織の表におきまして、教育人事企画課について、課の名称を教育人事・指導課に改め、学校問題対応支援係を新設してございます。

この学校問題対応支援係の分掌事務でございますが、２ページ、お進みいただいたところに新旧対照表３ページがございますけれども、上の方をご覧ください。

第５条の各課、係等の分掌事務におきまして、学校問題対応支援係の

分掌事務を区立学校における安全指導及び生活指導に関すること、課題解決支援に関すること、教育 SAT 事業に関すること及びいじめ問題に関することとし、現在、済美教育センター管理係が分掌する事務の一部を移管してございます。

2 ページお戻りいただきまして、新旧対照表 1 ページの下の方をご覧ください。

第 3 条の次長、課長等の職の規定におきまして、教育人事・指導課に統括指導主事を置くこととしてございます。

加えて、第 4 条の職員の職責の規定におきまして、統括指導主事は、上司の命令を受け、指導主事を統括し、教育人事・指導課の事務に係る学校教育に関する専門的な職務に従事することとしてございます。

このほか、教育人事・指導課に指導主事を置くこと、庶務課に学校 ICT 係を新設し、庶務課学校 ICT 環境整備担当係長及び済美教育センター ICT 活用教育担当係長の分掌事務を一元化すること、及び学校給食費を公会計化することに伴い、学務課に学校給食費担当係長を新設すること等としてございます。

次に、議案第 15 号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第 2 条及び第 3 条におきまして、管理係の分掌事務の一部及び ICT 活用教育担当係長の分掌事務が事務局に移管することに伴い、当該係等に関する規定を削除するほか、第 5 条及び第 6 条におきまして、教育政策担当部長を事務局次長に改めてございます。

次の議案第 16 号「杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則」から、議案第 21 号「杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」までにおきましても、教育政策担当部長を廃止し、担当部長の事務を事務局次長に移管すること及び教育人事企画課の名称を教育人事・指導課に変更することに伴い、規定を整備してございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和 7 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございま

したらお願いをいたします。いかがでしょうか。

大川 委員 今回、学校問題対応支援係というのを新設するとありますが、ここに四つあるのは、いずれも今まで済美教育センターで担っていたものを移管するということだと理解しているのですけれども、ちょっと内容を私があまり詳しく理解してないので、この四つについて、大体どういったことをしているのか、それから、もしこちらに4月1日からは充実させるようなポイントとかがありましたら、そこをご説明いただきたいです。お願いします。

教育人事企画課長 四つについては、そのまま新しい課の方に移管すると同時に、人の充実を図っていきます。専門家に入っていただきまして、その対応ができるようにしてまいります。専門家としましては、警察のOBの方、心理職の方、あと福祉職として、SSWに、常駐ではないのですが入っていただくような形で、様々な問題とかそういったところをスピーディーに解決していくようにやっていくところです。

なお、退職をされた元教育管理職の方々も同じように入ってきますので、そういったところで相談を受けた段階で、様々な問題、課題について、専門家の意見も聞きながら対応に入っていけるようになるというところがございます。

済美教育センター所長 この4点の業務内容ですけれども、1点目の区立学校における安全指導及び生活指導に関することというのは、日常の学校の安全教育ですとか、生活指導に関わることを様々学校に指導・助言するのですが、例えば生活指導主任を介在して、その中で最新の情報を伝えたりですとか、研修を行ったり、学校の情報交換をするような会の開催などを行っています。

また、安全指導に関しても、避難訓練のことだとか、交通安全のことだとか、様々な安全がありますけれども、そういうことに関わって学校に指導・助言をするような業務があります。

2点目の区立学校における課題解決支援に関することというのは、4番目のいじめ問題も含めてですけれども、学校では様々な学校問題が発生してくるので、そういうものが発生した時には、センターに報告であったり、相談の連絡が来ますので、電話で、または学校へ出向いて行って、管理職と一緒に考えて、解決へ向けて共に行動を取って、策を全うしていくというようなことで対応しているのが、この2番になります。

その辺りは指導主事と教育 SAT のメンバーが共同して行っております。

3 点目の教育 SAT 事業に関することは、2 番の話とも重なってきますけれども、様々な、学校からだけでなく、区民の方、保護者の方からもご相談ですとか問合せが来ますので、主に入り口としては電話でその内容に対応して、その内容によって、その先、様々な形で対応しているというのが教育 SAT になります。主に解決に向けて一緒に考えていくような業務をしているところになります。

4 点目のいじめ問題に関することにつきましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解決に向けて、また、重大事態の対応に向けて様々な業務を担っているということになります。簡単ですけれども、以上です。

大川委員 どうもありがとうございます。とても幅広くふだんの教育の日常的に行われる以外のことをサポートしていく大切な業務だと思いますので、特に課題解決支援とかいじめ問題については、私たち弁護士、法曹のお手伝いできる領域も広いと思いますので、どんどん活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採択を行うことについて、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 14 号から 21 号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第 14 号から 21 号までにつきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 6、議案第 22 号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正」を上程いたします。引き続き私から説明をいたします。

教育委員会におきましては、職員が遵守すべき服務に係る監察を公正に実施することにより、職員の非行及び事故の発生を予防し、併せて良

好な職域環境を保全することとしてございます。

この服務監察につきましては、対象を「幼稚園教育職員、区費負担の教育職員、都費負担の教育職員等」としてきたところでございますが、この度、地方公務員法に基づき東京都教育委員会に任用され、杉並区立学校に勤務する非常勤職員についても、服務監察の対象となる職員として明確に定める等の必要があることから、この規程を改定するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

議案の最後に添付しております新旧対照表、1 ページから 2 ページをご覧ください。

第 3 条の服務監察の対象の規定におきまして、第 4 号の地方公務員法に基づき東京都教育委員会に任用され、杉並区立学校に勤務する非常勤職員をはじめ、服務監察の対象となる職員を号建てで列記してございます。

また、第 1 条の目的の規定におきましては、略称規定を定め、第 2 条の定義の規定におきましては、第 1 号の職員の規定を削り、第 2 号から第 4 号までの各号を 1 号ずつ繰り上げる等、必要な規定を整備してございます。

このほか、第 5 条の服務監査の実施機関の規定におきましては、先ほど議案第 14 号から 21 号においてご説明申し上げましたとおり、教育委員会事務局の組織機構改正に伴いまして、教育人事企画課長の名称を教育人事・指導課長に改めるものでございます。

議案の最初のページから 1 ページお進みいただきますと、附則でございます。施行期日を公布の日とし、本日の施行を予定してございます。

第 5 条第 2 項の教育人事企画課長の名称を教育人事・指導課長に改める改正規定につきましては、他の組織機構改正に伴う規則、訓令の改正と合わせて、令和 7 年 4 月 1 日施行としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上の内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に意見がございませんので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 22 号につきましては、原案

のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 10、議案第 23 号「杉並区指定文化財の指定について」、上程いたします。生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは議案第 23 号「杉並区指定文化財の指定について」、ご説明をいたします。

本議案は、文化財保護審議会の答申を得た有形文化財を杉並区文化財保護条例の規定により指定するものでございます。

議案第 23 号「杉並区指定文化財の指定について」の 2 枚目をご覧ください。

今回は平成 10 年度に「森泰樹氏旧蔵横倉家文書」として杉並区有形文化財に指定された資料群に、その後、古書店より文化財係と郷土博物館が購入した資料を加え、既指定資料と来歴が相違することから、追加に合わせて指定名称を「横倉善次郎家文書」に改め杉並区有形文化財に指定するものでございます。

3 枚目以降が参考資料になっております。

「横倉善次郎家文書」は、旧上高井戸村の商家、横倉善次郎家に伝来した資料群でございまして、幕末から昭和初期にかけての商業活動や、土地所有の諸相をはじめ、平成 10 年度指定資料や、他の資料と合わせてことによって上高井戸の地域史及び商家に関する情報を保管し得る点で貴重な資料であるため、杉並区有形文化財（古文書）として指定するものでございます。

詳細につきましては参考資料をご覧くださいと思います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

教育長 分かる範囲でいいですけども、寄贈じゃなくて古書店から資料を購入するという、この辺の経緯、どのような形で古書店から購入は行われるのでしょうか。

生涯学習推進課長 文化財係とか郷土博物館では、区内に関わる古文書

について、日頃から調査をしておりまして、古書店からは目録が送られてまいります。その中で、区に関係する古文書がある場合は、金額との相談もありますけれども、購入をするということで、今回の資料も文化財係と郷土博物館でそれぞれ購入をしていて、中身を点検したところ、どうも同じ、いわゆる資料群であるということが判明しまして、これら購入した資料も一群の資料として扱うべきであるということで今回指定をして、資料名称も寄贈を受けたものと購入したものとということで来歴が違いますので、指定名称も変更させていただくと、そういうことでございます。

教育長 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 今回の手続の方、ありがとうございます。すごく貴重なものなのかなというのが分かるのですが、内容的に、区内の小中学生に生きるというか、分かるというあたりのことはちょっと難しいのかなと思いますが、いろいろ保管されていたり、いろいろな展示をされるに当たって、小中学生に区のことを理解したり、それから、やはり杉並区というものに対する愛情というか親しみを持ってもらうために、何らかの機会に学校との関わりが今後も広がっていくといいなと思っております。よろしく願いいたします。

生涯学習推進課長 郷土博物館だけではなくて、文化財係も出張授業という形で、それぞれ地域の歴史について学芸員が説明するということはこれまでも行っておりまして、先日は杉並第二小学校の方に、校庭から古墳時代の住居跡が出たということで、そのことについて授業をしてほしいということで依頼をされまして、当課の学芸員が行って説明をしてまいりました。

考古資料というのは、比較的見てすぐ分かりやすい。ですけれども、古文書というのは、古文書をただ見るだけではどうしてもやはり理解が難しいので、まずは翻刻をして、その後それを分かりやすいように意識をして、この地域にはこういうことがあったのだという説明をしなければいけないのですけれども、そういうことも、今後やはり地域の出張授業などでやることは意義があることだと思いますし、今回の資料の善次郎という方は、質屋ですとか金融業ですか、しょうゆの醸造、米、塩、たばこだとか、まきだとか肥料だとか、そういうものを商売した商家で

すので、そういう意味では普通の農家の、いわゆる名主の方、名主屋から出た文書とはちょっとまた違う独特なところがありますので、そういうことを伝えていくというのは、非常に重要なことだと思いますので、これからも進めていきたいと考えてございます。

伊井委員 今、伺っているだけでも、子どもたちがどんなふうに興味を持って聞いたのかなとすごく興味深く思います。学芸員さん方の説明は、私どもも郷土博物館に行っていていろいろなご説明を聞きますが、すごく詳しいじゃないですか。そのあたりの専門的な知識とかも日々の社会科であったり、様々な学習の中で今後生かしていただけるといいなと、すごく期待できるなと思いました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

庶務課長 それ以外に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第 23 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 23 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番、「公益通報の公表にかかる状況報告について」、私からご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。

令和 6 年 1 月 26 日付けで区が公表しております公益通報に係る事項のうち、杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会で作成をいたしました報告書で指摘を受けた事項に関しまして、新たな事実等が判明いたしましたので、以下のとおりご報告をさせていただきます。

1 番です。今回の報告にかかる概要と指摘の内容でございますが、区立済美教育センターに勤務をしておりました元会計年度任用職員 A、この者が学力調査の分析業務を行うに当たりまして、区に納品された学力調査に関するデータ、CD-ROM を自身の私用パソコンに取り込み、分析作業を行っていたということでございます。当該データについては、A

が任期満了に伴い退職する際に、後任職員への適切な引き継ぎ及びデータの保管が行われていなかったという事実がございました。

なお、本人は当該データを同センターの電子フォルダ、指定の場所に格納し、その後削除したという申立てはしておりますけれども、私有パソコンとともに外部へ情報が流出する可能性があるということへの対処が不明確であったという状況がございました。検討委員会の報告書におきましても、有識者からは「データ返却等について、何らかの対応が必要ではないか」という指摘も頂いているところでございます。

2番、警察に対する相談結果です。そのことを非常に我々は重く見ておりまして、データの持ち出しに関しまして、令和5年末には警察に対して相談を行っております。その間、警察におきまして、当該データの外部への持ち出しについて、A所有のパソコン、更にはスマートフォンも押収した上で内容確認をしております。その結果、関連する情報は一切確認できなかったということで捜査を終了いたしますというご連絡を先月、1月に警察から連絡を受けたという経過でございます。

なお、その捜査の過程におきまして、業務とは異なると思われる不適正な超過勤務の実態が判明したというのがございました。

3番のその他でございますが、捜査の過程で判明しました一部の不適正超過勤務ということについては、本人から弁護士を通じて返還の意思があるという申出をいただきましたので、現在返還に向けて関係当局、人事課と手続を行っている最中であるというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

何かご質問、確認がありましたらお願いをいたします。

大川委員 細かい点で申し訳ないのですが、この経緯の中で、本人のパソコン、スマホを押収した上でという言葉が、ここでどうこう訳ではないのですが、押収という言葉について、警察が無理やり強制的に取り上げてということだと、裁判所の令状が必要だったり、また何らかの犯罪の嫌疑があったということが前提になるのですね。押収という言葉は、それ以外にも本人から任意に提出を受けて警察が調査しましたということも含まれるのですが、ただ一般的には押収という言葉を使うと、強制的に何か明らかに犯罪があつて警察が踏み込んできて、取り上げていったというイメージを出しやすいのですけれども、恐らく今回は任意に本人から提出を受けてという流れだ

と思うのです。なので、その事実関係を確認して、誤解を生まないような表現にしておいたほうが穏当かなと思いました。

庶務課長 ご指摘、ありがとうございます。

この内容については、我々も押収という言葉については、実は危機管理室の方に、警視庁から出向している職員がおりますので、その辺に確認したところ、「いや、押収という事実に基づいて対応している」というお話があったものですから、この言葉を使わせていただきました。念のためにもう一度確認はしておきますが、そういった経過でございます。

大川委員 任意なのか強制なのかという、一般に外に出したらイメージが相当違いますので、そこをご確認ください。お願いします。

庶務課長 はい。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で1番の質疑については終了させていただきます。

続きまして、報告事項2番、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」につきまして、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、令和7年1月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告をいたします。

1月分の合計は全体で15件でございます。定例、新規の内訳は定例が14件、新規が1件でございます。共催、後援の内訳は、共催が2件、後援が13件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 それでは今の説明内容につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、報告事項2番についての審議は終了いたします。

続きまして、報告事項3番、「区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（清水） 私からは令和6年度区立学校におけるICT推進に関わる主な取組の進捗状況について、済美教育センターが担当するソフト面のうち、前回からの追加分と今後実施予定の主な取組についてご報告いたします。資料の1と2は私から、3以降は教育相談担当課長からご説明させていただきます。

では、まず、学習者用デジタル教科書実証事業についてです。

文部科学省が提供する学習者用デジタル教科書、「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」及び令和6年度「自治的・協働的な学校づくり」に係る予算等を活用し、表のとおり導入して効果的な活用について研究を進めてまいりました。

成果としましては、効果的な活用方法について、公開授業を行うことにより教員間で共有を図ることができ、各校での活用が広がったこと、複数年にわたる試行導入により、インタラクティブボードと併用するなど、効果的に活用した実践事例が増えてきたこと、全校導入している外国語の学習者用デジタル教科書を活用した「話す・聞く」ことに関する個別最適な学びが広がったことがあります。

課題としましては、活用が進んでいない学校へ指導・助言を行うことです。

今後の取組としましては、文部科学省事業及び「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」対象校で行ったアンケート結果や先行導入している自治体の成果及び国の動向を踏まえ、次期学習指導要領の改訂に合わせて、区独自で学習者用デジタル教科書を導入するかどうかについて検討を進めてまいります。

次に、学校における帳票の電子化及び適切な管理についてです。

全区立学校において、現在在籍している児童・生徒の指導要録の電子保存化を完了いたしました。

成果としましては、印刷作業や押印等、教職員の負担を軽減することができました。

今後の取組予定ですが、保存年限を迎える全区立学校の指導要録のデータについて、教育委員会が一括で廃棄処理を行います。また、現在紙で保管している卒業生の指導要録の電子保存化については、作業量、費用面からの検討を進めてまいります。

私からは以上です。

教育相談担当課長 私からは3、4について説明いたします。

まずは、仮想空間を活用した不登校児童・生徒への支援に関する実証事業の実施についてご報告します。

取組状況としては、今年度はさざんかステップアップ教室に登録する全児童・生徒を対象を広げ、希望者が参加できるようにしました。

成果としては、昨年度よりもVLP（バーチャル・ラーニング・プラ

ットフォーム）への登録者数が増加したことに加え、会話を楽しんだり、気軽にプログラミングに取り組んだりする児童・生徒もおり、関わりの場や学びの場として機能していることが挙げられます。

課題として、魅力のある内容の検討と、区内全学校に対象を拡大する際に、仮想空間に参加した児童・生徒の出席要件の整備が挙げられます。

今後の取組予定につきましては、子どもたちが曜日ごとに活動内容を設定したりして、参加しやすい仕組みを作ること等が挙げられます。

4、その他の次年度の取組予定です。

令和7年度には、庶務課が学校 ICT 担当へ済美教育センター所掌の ICT 関連業務を統合予定であり、新体制の下、より専門性の高いスピード感を持った取組を推進してまいります。

また、学校における生成 AI 活用のガイドラインの策定を進め、教育ダッシュボード導入に向けた検討もしてまいります。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

對馬委員 まず、前半の方のご説明について伺いたいのですけれども、学習者用のデジタル教科書、タブレットは持っているけど、そこに学習者用デジタル教科書を搭載して、それで使うということだと思いののですが、ある程度モデルケースというのですか、実施されたということとはご報告があったかなと思うのですが、今後、これは紙の教科書からデジタル教科書にどんどん変わっていく傾向なのか、あるいは、やはり紙の教科書がある程度ベースにして、補助的に使っていく傾向なのか、その辺はまだ試行錯誤の段階かもしれませんが、デジタル教科書を使ってみてのメリット・デメリットですとか、そんなことを教えていただければ教えていただきたいなということが1点と、後半の部分で、仮想空間を活用した取組というのが大分進んできているなというご報告を受けた印象があるのですけれども、課題として、児童・生徒の出席要件を整備するということがありましたが、この仮想空間中で授業をしているとか、そういったことがあるのか、会話とかが楽しめるようになりましてという報告がありましたが、ちょっと授業をしていると私は感じ取れなかったので、そのあたりをどのようにやってきたのか、そして、これからどうやっていきたいのかという

ことを教えていただければと思います。

統括指導主事（清水） まず、前半のデジタル教科書のメリット・デメリットでございますが、メリットが大きい教科と、教科によってちょっと差があるということがございまして、特に英語や外国語では、発音など正しいものを聞いて自分で確認をしたり、自分で練習ができるということで、個別最適な学びが広まっていると思います。

ただ、紙の教科書ですと、簡単にページを戻ったりできるということで、教科に本当によるなというところがございます。

あとは、今後、デジタル教科書に全てなっていくのかというところが、まだまだ文部科学省からもはっきりとした指針が出されていない。ただ、増えていくだろうという傾向にはなっておりますけれども、その動向をこちらで把握しながら、また合わせて進めてまいりたいと思っています。

教育相談担当課長 VLP、仮想空間の中では、現在授業等は行っておらず、自学自習用の教材「デキタス」というので小学生から中学生までの教材を扱えるようになっております。

對馬委員 そうすると、自学自習を仮想空間の中で先生というか、いらっしゃる方と進めているということなのでしょうか。

教育相談担当課長 子どもによってはそういうことをしている子がいますけれども、実際それをうまく活用しているというところは、子どもの数としてはあまり多くないのが現状です。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

大川委員 この VLP について教えてほしいのですけれども、これを教える先生、担当している先生というのは、今後、それぞれの学校に置くのですかね。区立全校に対象を拡大するという計画があるそうなのですが。そうするとバーチャルだから、どこかに1か所だけ置いておけばいいような気もするのですが、その今後の見通しを教えてください。

教育相談担当課長 全区立の学校の不登校児童・生徒、傾向にある児童生徒を含めてなのですけれども、対象を広げていきたいと考えているのですが、中にいる指導員は都の方と、あと区の方でも今年に関しては指導主事とさざんかステップアップ教室の職員が対応しているのですが、今後、もうちょっと厚みを持たせるために心理職とかが中にいる時間を作って相談しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。

ています。

大川委員 バーチャルだったら、各学校小・中学校とかに分散してしまうと、人がそれだけいっぱい必要になるじゃないですか。むしろどこかに1か所 VLP 対応室みたいなので、先生方が一つの部屋にいて、パソコンに向かってお互いに情報共有できる仕組みなども、今後考えてもいいのではないかなと思ったところです。ご検討ください。

教育相談担当課長 授業等についても中で行っていくということも今後必要になってくることも考えておりますので、また、そこについては研究を重ねていきたいなと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 ちょっと今、説明が十分ではなかったと思うのですが。VLP としての入る部屋は、入り口は一ですよ。今まで参加できていたのが、適応指導教室の子たちだけだったのを全校の不登校の子どもたちにも対象を広げる、そういう理解でいいのですよね。

教育相談担当課長 申し訳ありませんでした。入り口は一つで、杉並区の部屋があって、そこに入ってコミュニケーションを取ったり、学習用ソフトを使ったりとか、プログラミングをやったりということになっています。

大川委員 分かりました。それぞれの学校に学校図書館のように VLP があったら大変なことになるなと思ったのですが、そうではないのですね。

伊井委員 今のことに関して一つお伺いしたいのですけれども、あと前半についてもこの後伺いたいと思いますが。今のことに関して、この仮想空間の取組というのは、不登校のお子さんにとって、一つの場であることは確かだかと、これを拝見して思うのですが、今後ずっとこの空間の中にいられるわけではないですよね。少なくとも区立学校にいる間までなのかなと、ちょっと私の理解としては思っていますが。

この先、その不登校のお子さん方はどうやって社会、そのお子さんや保護者の方々も含めまして、どういう関わりを社会で持っていくのかと、本当にその子が自己肯定感というか、自分というものを持って、ここでやっていく、ここを目指すという気持ちを獲得していくのかというあたり、根本的な心というところへのアプローチというのは、先ほど

心理職の方を入れるとおっしゃっていましたが、そのあたり専門家の方であったり、あるいは一緒に共有できる方、先生であったり、それからお友だちであったりするのかもしれませんが、本当にご苦労があると思いますが、そのあたりも含めまして、手厚く一人ひとりにできるだけ関わっていただけたらいいなというのは、本当に心から願っています。

教育相談担当課長 VLP に関しては、今現状を申しますと、相談ということはあまりなくて、自分の好きなもの、興味があるものとか、そういった日常会話を楽しんで、活動している子が多いところなので、今後、そういった相談員とかに自分の内面に関わる相談がありましたら、また教育相談のところでどのように対応していくかということが検討で上がるかなと思いますので、そのように進めてまいりたいと思います。

伊井委員 すみません、では、全体のことについて一つご質問させていただいてよろしいでしょうか。

下の方の次期学習指導要領の改訂に併せて区独自でというところがありますが、区独自でというあたりをもう少し詳しく、もし分っていたらでいいのでご説明いただけたらと思います。

統括指導主事（清水） 今、文部科学省の事業として、外国語は全区立学校にデジタル教科書が入れられる予算がついています。算数・数学については、区内の半数校ということになっています。それ以外の教科については、文部科学省の事業では、デジタル教科書の導入予算がついておりませんので、そのところを杉並区の予算で独自に入れていくかどうかということでございます。

庶務課長 よろしいですか。

伊井委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

以上、報告事項３番につきましては、質疑を終了いたします。

報告事項については以上でございます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、これからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、区議会のスケジュ

ールの関係から日程を変更させていただいております。3月3日月曜、午後2時から予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、日程第11、議案第24号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明申し上げます。

国におきましては、複雑化かつ高度化する行政課題に的確に対応するため、高年齢層職員の能力及び経験の活用が進められていること等を踏まえまして、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正し、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して住居手当等を支給することにより、高年齢層職員について給与面でのさらなる支援を図ることといたしました。

特別区におきましても、国との均衡等を踏まえまして、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することといたしました。

このことに伴いまして、区においても、これらの職員に対して住居手当を支給する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する4件の条例を条建てで改正することとしてございまして、このうち第2条から第4条までにおきましては、幼稚園教育職員及び区費負担の教育職員に係る条例を改正するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明を申し上げます。

はじめに、第2条による杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付しております新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

第32条の2の扶養手当及び住居手当についての適用除外の規定におきまして、定年前再任用短時間職員には適用しないものとされている規定から、住居手当に係る規定を削除するものでございます。

第3条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、第2条による幼稚園教育職員に係る改正と同様のものになってございます。

新旧対照表対照表の2ページをご覧ください。

第4条による杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正につきましては、暫定再任用職員には適用しないこととされている規定から、住居手当等に係る規定を削除するものでございます。

最後に附則でございます。議案の最初のページから1ページお進みください。施行期日を令和7年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問などありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第24号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第24号につきましては、原案のとおり可決いたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。